

近世後期における北河内の豪農

——茨田郡三ツ嶋村樋口家をめぐって——

常松隆嗣

はじめに

近世後期における畿内の地主経営については先学の膨大かつ精緻な研究がある。なかでも「撰津型」経営の挫折と寄生地主制への進展が主張される¹⁾一方、富農経営の維持・発展を捉え、前者を批判するものとの両者によって研究史は形作られてきた。²⁾

近年では佐々木潤之介氏が河内国丹南郡岡村の岡田家を取り上げ、精緻な経営分析から幕末期における綿作地帯の豪農を描き出した。そこでは、「半プロ層を主体とする小作関係が、もはや幕藩制的社会権力や豪農的な対処では対応しきれない矛盾、ほんらい的に『非和解的』関係として強ま³⁾るとともに、「豪農の非政治主体化」が明らかとなった。さらに、農民層分解の進行から新たな生産関係を作り出した岡田

家を、「社会的地域権力」として捉え直した³⁾。

これに対し、渡辺尚志氏は岡田家に見られる地主小作関係、とくに小作料減免から「岡田家は、共同体的関係に配慮することで、小作経営の安定を図っていた」と述べ、「豪農の反動的な『新しさ』」は見られないとして、佐々木氏を批判した。⁴⁾

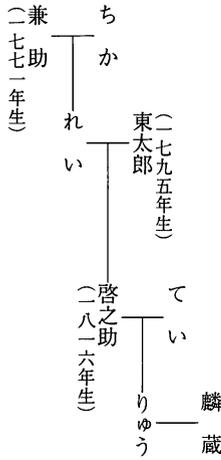
こうした研究史をうけて、本稿では大きく次の二点について言及する。第一に河内の豪農経営についての、第二に豪農の政治的意識・行動についての分析である。具体的には河内国茨田郡三ツ嶋村の樋口家を取り上げる。三ツ嶋村は北河内に位置し、地域的特徴は中河内綿作地帯とは異なり、主穀単作に近い湿田地帯である。そこでは、中河内で見られるよりも強固な地主小作関係を想定でき、地域社会の様々な矛盾に対峙する豪農の姿が明らかになると考えた。これにより、佐々木・渡辺両氏の議論をより具体的に深化し得ると考え

る。

北河内の豪農についての先行研究は、乾宏巳氏による茨田郡門真三番村茨田家⁵⁾、福山昭氏による交野郡田口村奥野家⁶⁾があるが、いずれも経営分析が主であり、豪農の政治的意識・行動にまで踏み込んでおらず、豪農が持ち得た経済的・政治的両側面の有機的な関連については述べていない。本稿では領主権力や地域社会との関わりの中から政治的側面を出来るだけ明らかにし、豪農が持ち得る経済的・政治的の両側面がどのような関係にあるのかを考察する。また、中河内の豪農や拙稿⁷⁾で取り上げた丹波の豪農との比較検討が可能になるとも考えた。

対象時期については、経営の史料が豊富に残るとともに当主が惣代庄屋・大庄屋を務める近世後期を設定し、樋口家歴

図1 樋口家略系図



(注) 各年代の「宗門人別帳」より作成。

代当主の中では兼助、孫の啓之助を中心に考察していく(略系図参照)。

なお本稿を作成するにあたっては、守口文庫所蔵の三ツ嶋村文書を使用した。本稿中、とくに注記のない図表は三ツ嶋村文書に拠った。

第一章 豪農経営の展開

第一節 対象地域の性格

樋口家の地主経営について詳細に検討する前に、当該地域の性格を確認しておこう。支配は近世を通じて幕領であるが、寛文二年(一六六二)から元禄五年(一六九二)まで大坂城代の役地となり、その後も度々、大坂城代・京都所司代の役地となる。天保九年(二八三八)以降は大坂谷町、大津、信楽の各代官所支配となつて⁸⁾いる。

「河内国正保郷帳」や宝暦十年(一七六〇)の「指出明細帳」⁹⁾によれば、村高七六七石八斗四升、反別六五町九反七畝四歩、うち田方が九五%を占め、近隣の北嶋村・岸和田村などと同様、田がちの村である。しかし「指出明細帳」には「田畑水損勝之所、河内国第一之地低水場所にて御座候」、「田方用水掛りハ格別地低故、立毛年々甲乙御座候」と記載され、それが田位の別(上田八%に対し、下田が七八%)に

表1 三ツ嶋村の階層構成 (単位：戸)

年 持高	文政 10		天保 10		明治 2	
	1827		1839		1869	
100石以上	%		%		%	
80~100石			1		1	
60~80石			3.8		4.1	
50~60石						
40~50石						
30~40石	2	3.2			2	20.9
20~30石	3		4		3	
10~20石	21	26.6	17	24.8	16	31.8
5~10石	20		16		15	
1~5石	43	35.1	30	31.6	36	43.2
1石未満	11		12		11	
無高	54	35.1	53	39.8	64	43.2
合計	154	100	133	100	148	100

注) 各年代の「宗門人別帳」より作成。

も顕著に現れている。こうしたことから米作以外の農業生産は特になく、河内農村のイメージとして描かれる綿作地帯の様相とは異なり、商品作物生産が浸透していないことが窺える。また余業に関しても、「男農業之間平日縄俵、そりり、わらしかせき仕候、女農業之間平日もめんかせき仕候」といった程度であり、京街道周辺村々のように荷駄稼ぎ・人足稼ぎ的な日雇労働も見られない。

ついで、表1から三ツ嶋村の構造変化について見ていく。

三ツ嶋村の軒数は一五〇軒前後(本百姓八〇軒・水呑七〇軒)、人口は七〇〇〜七五〇人で推移し、ほとんど変動がない。農民各層の状況で注目すべき点は、文政十年(一八二七)の段階で未だ最上層農民が持高三九石でとどまっていることである。このことは、十九世紀前半に入ってもなお、階層分化が進展していなかったことを示している。しかしその後、持高五〜二〇石層の分化が始まり、この階層が減少するのに対し、五石未満層及び無高層が増加する傾向にあった。こうした中で樋口家は、中農層が手放した土地を集積したよう、文政十年に三九石余であった持高を、天保十年(一八三九)には九八石にまで増加させた。その所有地は居村の三ツ嶋村にとどまらず、近隣の蕪嶋村・諸福村・高柳村・安田村で約五〇石を所有するまでに成長した(表2)。

以上のことから、三ツ嶋村では天保期に農村構造に大きな変化があり、それが樋口家の地主経営と少なからず関連しているものと推測できる。そこで次節では、近世後期の村落を規定することになる地主小作関係に重点をおいて、樋口家の地主経営を考察していく。

第二節 樋口家における地主経営

「下作納米并手作取米帳」より作成した持高の変化を表2・3に示した。手作は寛保二年(一七四二)に三〇石余で

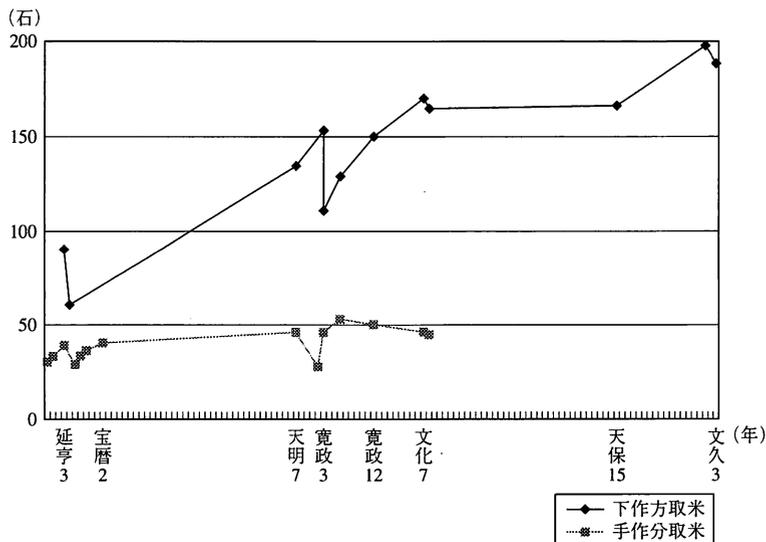
表2 持高の変化

(単位:石)

年	西暦	手作分取米	下作方取米	小計	蕨嶋村	諸福村	高柳村	安田村	総計
延享3	1746	37.8	89.45	127.25					
延享4	1747	28.8	60.041	88.841					
天明7	1787	45.38	134.439	179.819	5.798				185.617
寛政3	1791	27	111.002	138.002	13.5	11			162.502
寛政4	1792	45.075	153.101	198.176	15.25	12.855			226.281
寛政6	1794	64.544	155.286	219.83	15.9	18			253.73
寛政7	1795	53	129.33	182.33	14.8	12.9			210.03
寛政10	1798	41	137.474	178.474	14.52	18			210.994
寛政12	1800	50.47	149.566	200.036	12	15			227.036
文化元	1804	38.25	154.385	192.635	20	10	13	0.4	236.035
文化7	1810	45.5	170.27	215.77	10		7.8	5.5	239.07
文化8	1811	44	164.803	208.803	11		5	0.4	225.203
天保2	1831	80.5	177.214	257.714					

注) 各年の「下作納米并手作取米帳」より作成。

表3 持高の変化グラフ



注) 各年の「下作納米并手作取米帳」より作成。

あり、その後、若干の増減を繰り返しつつも、増加率は一・五〜二倍にとどまっている。これに対し、小作は手作の二倍に当たる六〇石以上で、飛躍的な伸びを示すとともに近隣村々にも広がりを見せ、小作取米で一七七石を数えるまでになる。全体的特徴として、寛政三年（一七九二）は手作・小作とも減少するが、それ以後は復調に転じ、手作は五〇石前後で一定するのに対し、小作は十九世紀初頭と幕末期に著しい伸びを示している。

このことから樋口家の地主経営は、一定度の手作地を残す手作地主としての側面を持つ一方、天保期には農村構造の変化に呼応する形で土地集積を行った結果、小作地を増加させ、寄生地主化していく点に特徴がある。また、「下作納米并手作取米帳」には綿作が文化元年（一八〇四）〜八年にかけて記載されており、三〇〜八〇斤と生産量は少ないものの、樋口家にとって収益率の高い商品作物が手作地において栽培されている点に注目しておきたい。

では、樋口家の小作人はどのような特徴を持つのであろうか。天明七年（一七八七）、天保十五年（一八四四）、文久三年（一八六三）の「下作宛口并取米帳」から作成した表4をもとに考えてみたい。まず小作人の人数であるが、小作地が増加するに伴い、一〇人以上も増加している。小作人個々の宛米高は二斗〜一三石、宛米の平均は天明七年が二石七斗で

表4 宛米高別人数表

年	天明7年		天保15年		文久3年	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
宛米高						
10石以上	1	1.7	0	0	1	1.4
7石以上10石未満	4	6.8	6	9.0	3	4.1
5石以上7石未満	3	5.1	8	11.9	12	16.4
3石以上5石未満	8	13.6	9	13.4	13	17.8
1石以上3石未満	32	54.2	32	47.8	30	41.1
1石未満	11	18.6	12	17.9	14	19.2
合計	59	100.0	67	100.0	73	100.0
宛米平均(石)	2.7		2.852		3.005	

注) 各年の「下作宛口并取米帳」より作成。

あったものが、文久三年には三五石合と若干ながら増加している。小作人の階層は高持では一〇石以上、中には二〇〜三〇石の大高持も存在するが、こうした高持は異例であり、大半は一〜五石の、自作地より多い小作地を抱える者たちである。また、どの時期を通じても無高が大半を占めており、樋

口家の小作だけでは生計を立てることは難しく、必然的に他
の地主とも地主小作関係を取り結ぶことになる。⁽¹¹⁾

そこで自家の経営を後退させないためにも労働力を確保し
たい樋口家としては、小作人とより強固な関係を結ぶ必要が
あった。その方策として考えられたのが、恒常化した免引と
施行であった。米価の高騰著しい天保八年（一八三七）三月
五日と五月二日の二度にわたり、樋口家単独で三ツ嶋村上組
に対し施行が行われたが、三月の施行は対象となる難洪人四
〇軒のうち、樋口家の小作が一九軒（施行を受けた者の内、
樋口家の小作が占める割合、四七・五％）、五月の施行では
難洪人三一軒のうち、樋口家の小作は二二軒（六七・七％）
にも上った。その際、樋口家は錢九五〇〇文、白米一石二斗
七升を支出したが、その後宛米高一斗三石層は減り、三石一
七石層が増える結果となった（表4）。樋口家は労働力の確
保という経営上の課題を、施行という「御救」行為を媒介さ
せることによって解決し、地主小作関係の強化を図ったこと
で自家の地主経営を安定的なものとした。

第三節 豪農経営の全体的把握

つぎに、表5を用いて樋口家の経営全体を考察していく。
史料制約から幕末期に偏っているが、各年の特徴をまとめ
ると以下のようになる。

天保十四年
(一八四三)

弘化二年
(一八四五)

安政六年
(一八五九)

文久四年
(一八六四)

慶応二年
(一八六六)

酒の販売、貸金の返済、講落札銀による収入が
好調である一方、支出は借金の返済が高額。

酒の販売による収入は最高潮。地主経営を反映
して作徳銀が増えつつある。支出は突出して多
いものがあるわけではないが、新たに米を買い
入れて酒造業の規模を拡大したため、結果的に
四貫目の赤字に転落。これがなければ、一〇貫
目の黒字。

酒の販売は下降気味。かわって金融業、米の売
却、作徳銀による収入増。支出は家計など全体
的に緊縮政策を採るものの、組・村入用、領主
への献金が増加し、結果的に四貫目の赤字。

酒販売による収益は全体の1%にまで落ち込む
かわりに、金融業、米の売却、作徳銀による収
入増加。支出は組・村入用、領主献金の増加に
加え、借金の返済、肥料代、講掛金の増加が顕
著。さらにこの年、家普請を行ったことで安政
六年に比べ家計が膨張。この赤字を補填するた
め酒造関連道具を売却するが、六貫目の赤字と
なる。

万延の貨幣改鑄の影響と不作が重なり、この
年、米価は大暴騰⁽¹²⁾。しかし、それに乗じて余剰

表 5-I 樋口家の経営状況 (入方)

(単位: 匁)

年号	西暦	酒	貸金の返済			各種売却代金				
			個人貸	村貸	領主	米	糠	麦	綿実	下屎
天保14年	1843	14907.8	69433.5	960.53	0	0	558.96	0	235.7	0
弘化2年	1845	33397.225	3807.62	72	350	0	578.17	0	0	0
安政6年	1859	3943.1	5017.02	567	0	3299.1	0	0	0	172.1
文久4年	1864	262.813	10588.953	145.8	0	4186.063	16	0	0	96.5
慶応2年	1866	0	17943.2	3716.754	0	33350.28	0	116.38	0	224.296

	作徳銀	講落札銀	蓮池運上	合計	酒造関連売却代金		合計
					酒造蔵	酒造道具	
天保14年	811	3686.07	280	90873.56			
弘化2年	1540.395	2071.45	160	41976.86			
安政6年	2040.66	258.58	306.4	15603.96			
文久4年	3188.88	1782.802	299.043	20566.854	3364	5000	28930.854
慶応2年	542.93	1103	561.926	57558.766			

表 5-II 樋口家の経営状況 (出方)

(単位: 匁)

年号	西暦	家計			借金返済	組村入用	田畑入用		奉公人給金	講掛金
		日常生活費	慶弔費	小遣			田畑買	肥料・種代		
天保14年	1843	14674.96	479.7	1182.4	24189.78	1025.72	4000	711.9	2486.61	1766.98
弘化2年	1845	14925.68	195.8	991.2	8326.93	705.74	490	360.5	1639.71	2436.88
安政6年	1859	5019.31	416.79	332.5	2471.17	3740.45	0	1397.07	223.6	2204.23
文久4年	1864	13268.826	447.03	952.916	3542.806	6574.938	0	1156.524	557.4	4956.475
慶応2年	1866	22986.08	909.88	720.498	5427.244	2434.4	0	1168.666	2103.566	4554.806

	寺社・宮庭入用	領主献金	株金	合計	米買入代金	合計
弘化2年	256.5	384	478	31190.94	15208.16	46399.1
安政6年	416.64	3618.11	0	19839.87		
文久4年	739.52	3644.72	0	35841.155		
慶応2年	4998.57	2246.134	0	47549.844		

表 5-III 樋口家の経営状況 (収支) (単位: 匁)

年号	西暦	入方合計	出方合計	差引計
天保14年	1843	90873.56	50846.14	40027.42
弘化2年	1845	41976.86	46399.1	-4422.24
安政6年	1859	15603.96	19839.87	-4235.91
文久4年	1864	28930.85	35841.155	-6910.305
慶応2年	1866	57558.76	47549.844	10008.916

注) 各年の「金銀出入帳」より作成。

米を売却したことで経営は持ち直す。支出は幕末期の諸物価高騰をうけて、奉公人給金の高騰をはじめ、いずれの項目もなかり高騰しているが、結果的には一〇貫目の黒字に転じる。

収入に限って考察すると、弘化二年までは酒造業による収入が多くを占める。樋口家の酒造業は天保九年（一八三八）に河内国茨田郡岡新町村の中島九右衛門から酒造株二〇〇石、同十一年に同国丹南郡平尾村喜作から酒造株三九五石、それぞれ譲り受けたことに始まる。同十三・十四年には、夏桶が不足しているので新規に増やすことを代官所に願ひ出ており、酒造業の拡大が見て取れる。

しかし、安政の開港後は加工品としての酒よりもむしろ、米そのものによる売却益が多額となり、小作人からの作徳銀も増加する。商品作物生産による収入はほとんど見られず、金融業がいずれの時期においても経営上大きなウエイトを占めていた。

金融業が好調な背景には大坂商人との貸借関係があり、近隣豪農との取引に比べ、金融資産のより効率的な運用方法であった。しかし、幕末期には変化が見られた。全貸借金額のうち、天保十四年は実に八〇・八%が大坂商人との間で取り交わされていたが、その後弘化二年には六六・四%、安政六

年には四七・七%、文久四年には三〇・四%、慶応二年には〇・七%と大坂商人との貸借関係は減少し、それにかわって村内・近隣村の小前百姓との貸金関係が増加する。これは村内・近隣村々に樋口家ほどの豪農がおらず、同家が金融センター的な役割を果たしていたことに加え、同家の経営が地主経営にシフトしたことで多数の雇用労働力が必要となり、金銭貸借から発生する強制的関係が存在したことの証左である。

以上のことから、土地集積から見た転換点は天保期にあるものの、経営全体としては安政期に転換点があると考えられる。それは商品作物生産が進展していない北河内にあつて、商品生産としての酒造業から地主経営への転換であった。この点から、北河内主穀単作湿地地帯における樋口家の経営は中河内の綿作地帯とは異なり、地主・金融業を中心とする豪農経営であると言える。

ついで支出に目を移すと、家計にかかる支出が全体の大部分を占めるが、慶応期を除けば一定している。安政期からは組・村入用、領主への献金などが増えるがこれは樋口家が惣代庄屋を務めるようになることや豪農経営が進展していくことと不可分であった。地域社会内で起こる様々な案件に対処しなければならず、樋口家の所有地とは重ならない地域であっても惣代庄屋としての出費が高むようになる。また、苗字

帯刀・袴着用などの特権を領主権力から付与される一方で、大坂城西ノ丸修復、江戸・大坂の台場建設、長州征伐など幕末期にかけて様々な献金に対応する豪農の姿がある（この点については次章で詳述）。

結果、樋口家の経営収支は幕末期という特殊な物価状況を勘案しなければならぬものの、六貫目余の赤字ならば容易に解消でき、加えて一〇貫目余の利益を上げる可能性があったことから、比較的安定したものであった。

第二章 豪農の政治的行動

前章での経営分析をふまえ、当該地域の豪農はどのような政治的意識・行動を現わしていくのであろうか。以下、領主権力や地域社会との関係から、それらを明らかにしていく。

第一節 領主権力との関わり

樋口家は代々庄右衛門を名乗り、祖先は源義仲の家臣樋口四郎兼光と言われ、その子勝太郎が三ツ嶋村に住み着いたという由緒を持つ。樋口家の当主が代替わりするにあたって、次期庄屋を誰にするかという村人からの願書には、

【史料1—①】¹⁹

乍恐書附ヲ以奉願上候

河州茨田郡三ツ嶋村

上組 百姓

一 当村庄屋役樋口庄右衛門義及老年候二付、家督名前此度東太郎江相譲り申度候二付、庄屋役退役奉願上、右庄右衛門事以来兼助と改名仕、尤跡役之義ハ俸東太郎向後庄右衛門と相改メ庄屋役為相勤メ申度奉存候二付、則百姓連印書附ヲ以奉願上候、右願之始末御聞濟被為成下候ハ、難有奉存候、以上

文政九年

百姓連印

戊四月廿五日

加役年寄 九郎右衛門

年寄

長右衛門

地方御役所

【史料1—②】²⁰

乍恐書附ヲ以奉願上候

河州茨田郡三ツ嶋村上組

百姓共

一 当村庄屋役樋口庄右衛門義重病二付、家督名前俸啓之助江相譲り申度庄屋役退役奉願上候、尤跡役之義ハ百姓一統俸啓之助ニ為相勤申度奉存候二付 乍恐此段奉願上候、猶又

啓之助義未若年ニ御座候故、樋口兼助相添為相勤申度奉奉
存候ニ付、百姓一同連印書附ヲ以、乍恐奉願上候、何とぞ
右願之通御聞濟被為成下候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上

天保四年

己二月十三日

惣百姓 連印

百姓代 三郎右衛門

年寄 九郎右衛門

同断 長右衛門

地方御役所

とあり、とくに②の場合は啓之助が十七才という若年である
にもかかわらず、後見として祖父兼助を頼むことで啓之助が
庄屋になることに村人一同異論なく、村人からの信任を得
て、樋口家は寛文二年（一六六二）から幕末に至るまで、
代々三ツ嶋村の庄屋役を務めた。また、三ツ嶋村山王権現社
の宮座六座のうち、本座は樋口座とも称され、樋口家の一族
一三名によってのみ一座が構成されていた。こうしたことか
ら、樋口家が村内ではいかに突出した地位を確立していたか
がわかる。

樋口家の家格をさらに上昇させたのが、表6に見られる領
主権力からの特権付与であった。文化五年（一八〇八）に代
官重田又兵衛から「袴着用・帯刀」許可が下されたのをはじ

め、その後も代官の支
配替わりごとに同様の
願い出をし、許可され
ている。また、苗字に
ついては京都所司代・

三河国西尾藩主松平乗
寛から下げ渡されてい
る。これらの特権は樋
口家の地主経営が拡大
する文化〜天保期に合
致しており、当主兼助
の時期に集中している
（表2・3）。

経営規模の拡大とと
もに家格の上昇を果た
した兼助は樋口家中興
の祖とも言うべき人物
であり、孫に当たる啓
之助も自らが順調に三
ツ嶋村の庄屋となり、
苗字を許された経過に
ついて、「父樋口庄右

表6 特権付与の過程

年月日	西暦	領主	内容	当主	
文化 5 6 22	1808	代官 重田又兵衛	袴・帯刀	兼助	
文政	3 1 22	1820	西尾藩主 松平乗寛	苗字帯刀	兼助
			西尾藩主 松平乗寛	摂河領分之大庄屋役 扶持米5俵	兼助
				袴・帯刀	東太郎
天保 9 10 25	1838	代官 池田岩之丞	袴・帯刀	啓之助	

注)「文化十年西 御役所向願書扣」、「寛文貳寅年 御地頭様御代々御年貢御取米」
（『門真町史』収録）より作成。

衛門庄屋役退身之義御聞濟ニ相成、跡庄屋役之義ハ願之通祖父樋口兼助後見ヲ以、啓之助江庄屋役被為仰付候、其上祖父兼助是迄勤切を思召、直様苗字啓之助江御免被為仰付、結構之仰を蒙候義ハ全祖父之勤切故之義と雖有御事ニ候、右為覚記之置候也」と述べ、兼助の才覚によるところが大きかったことを示している。

その才覚は地域社会・領主権力からも期待されていたようで、文政二年（一八一九）から三ツ嶋村が京都所司代松平乗寛の役知となつた際、兼助は同三十五年まで「茨田郡五ヶ村惣代」を務め、庄屋役を退いた同八年からは「撰河領分之大庄屋」を仰せ付けられている。

では、領主との関係に見られる樋口兼助の意識とはどのようなものであろうか。その一端を示したものとして、文化六年（一八〇九）、代官重田又兵衛に出した「帯刀許可」に対する礼状がある。

【史料2】

乍恐御内意奉願上候

一当国茨田郡之儀者村数八拾ヶ村程之一郡ニ御座候、然ル処右村之庄屋役之儀、久来相勤メ居り候庄屋稀ニ御座候、乍恐私家之儀者先祖ノ数拾代役儀相勤メ来り候家ニ御座候、尤近在村々之久来庄屋家之義者世之盛衰ニ随ヒ多分零落

仕、無高同様之義ニ相成、其年々送り兼候様ニ相成、勿論退軒仕候家々俱御座候、依之近来仕合よろしく新規ニ高米所持仕候随ひ、庄屋役相勤メ居り候庄屋多分御座候中ニ御私領も数村御座候へ者、御私領之御取計ひ之義者御上様ニも御存知被為遊候通之義ニ御座候得者、其村方芝開キ種性之久家新規成立百姓之無差別、聊之儀も御座候へ者、御地頭様之思召ニ叶ひ、其家々之規模ニも相成候様被為仰付候義者、全御私領之御取計ひニ御座候、前文奉申上候通久来家之義者多分零落仕、又ハ退軒仕居り候へ者、自然と新規成立庄屋ニ多分規模御座候様ニ相成候時節ニ御座候、然ル処私家之義者乍恐当村開規之時節ノ村長・庄屋役儀相勤メ居り候へとも、代々不調法者相続候ニ哉、勿論当村之義者往古ノ御料所ニ御座候へ者御手広ク義ニ而中々調法之勤柄ニ而、少し茂御上様之御意ニ相叶ひ候義者一切無御座候へ者、嘆かわしく奉存候中ヲ、近村御私料之村方ニハ誠ニ新規成立之庄屋御座候へ者追々規模出来仕、自分久来之庄屋ニ御座候へ共無規模ニ御座候義殘念ニ存毎々先祖江対し、いい分ケも無之義相嘆キ居り候義ニ御座候、依之亡父いい残し候義者能キ御時節も御座候へハ、何卒輕キ規模ニ而も奉蒙り御免許度旨、毎々教訓仕いい残し相果候へ者、何卒輕キ規模ニ而も御免許奉蒙り候へ者ハ亡父并先祖江対し孝心之道ニも相叶ひ候義ニ御座候得者、兼々内存願届之義ニ

御座候処、不思議之御因縁之御殿様御支配所と相成、内心悦しく奉存居り候処、^④御殿様御譜代百姓御同然ニ取計ひ被為成下候義者如何成御因縁之奉蒙り難有冥加至極ニ奉存居り候処、去辰六月ニ御役所勤向帯劔御免許結構ニ被為仰付成下候義身余り難有奉存候、猶又先祖并亡父江対し孝道ニも相成、猶々身分之外聞と申難有仕合ニ奉存居り候へとも、別段御恩礼も奉申上度奉存候へとも目立候而ハ反而御尊意ニ難相叶ひと奉恐入候二付、差扣へ居り候義ニ御座候乍恐民者末代と申義も御座候へ者、子孫々ニ至迄、御殿様御時節ニ帯劔御免許奉蒙り候義者、乍恐私家ニ書残し又ハ代々御厚恩之義いい伝候義ニ御座候得者、子孫々末代ニ至迄御厚恩之義奉存居り候義に御座候

(後略)

(のちの兼助
庄右衛門)

重田御殿様

この礼状からは、私領の新規の庄屋が苗字帯刀を許可されているのに対し、自家は幕府開闢以来の旧家であるにもかかわらず、苗字帯刀を許可されないことへの焦燥感と、私領庄屋同様の特権を付与されたいという強い願望が読みとれる。そうした意識はとくに傍線部①～④に示されており、①多くの庄屋が没落していくのに対し、自分の家は開村以来、村長

・庄屋を勤めている、②新規の庄屋が「規模(名譽)出来」るのに対し、これまで自分の家は「無規模」であった、③それが樋口家の課題であり、いずれ時期を見て「御免許奉蒙」、④それが今回叶って「御家之譜代」同様となったことは大変うれしく、子々孫々に至るまで感謝するとして、この

表7 献金一覧

年月日	西暦	内容	金額
天保 15	1844	江戸城西ノ丸普請	金 15 両
嘉永 7	3 25 1854	品川台場建設	金 40 両
	4 1854		金 22 両
安政 6	1859	大坂城西ノ丸普請	—
文久 4	1864	第一次長州征伐	—
慶応 2	7 13 1866	第二次長州征伐	金 26 両 3 步 2 朱
	9 13 1866		金 26 両 3 步 2 朱
	9 20 1866		金 26 両 3 步 2 朱

注) 各年の「金銀出入帳」、「御台場冥加金差出し帳御免シ金高控」、「広島行郷夫人足入用先割」より作成。

礼状を締めくくっている。

これと相俟つて政治的意識を示すものに領主への融通や献金がある。その初期のものは文政四年（一八二二）、西尾藩財政の窮乏をうけて樋口兼助外二八人が大坂玉造萬屋小兵衛から銀八〇貫目を用立てている。その後は幕末に集中することになるが、表7に挙げたような献金が見られる。献金することゝで家格の維持を図るとともに、領主権力との結びつきを強めていったと理解でき、そこには自らが地域社会において傑出した存在であるという家格意識の高まりに加え、政治意識の高まりをも見出し出すことが出来る。

第二節 地域社会との関係

地域社会との関係については、第一章第二節において樋口家と小作人との関係を、史料1から庄屋役を担うべき家柄として村内で認知されていたことを明らかにしたが、ここではまず史料3を見ておこう。

【史料3】

乍恐口上

河州茨田郡三ツ嶋村

(のちの兼助)
庄右衛門

一近年困窮之上、度々之水難ニ而小前百姓一統難洪仕居り、所全取統も難成候処、御上様々厚憐愍之御取計被為、成下

候御影を以一命相助りケ成ニ取統仕候義、何程ト難有奉存候、然ル所右両度之水難ニ而小前百姓共自分之田地質物ニ差入候義ハ不及申ニ居宅・小前等ニ至迄質物ニ差入、当時相凌御田地作方仕居り候義ニ御座候、猶又無高百姓之義者男女之俸共奉公致させ、其給銀助召上ヲ以御田地之屎代ニ仕年々仕来候所、近年両度之水難ニ而先繰り二三・四年分も給銀先借仕居り候義ニ御座候得者、当村暮し方ニ付少々之繰合セも難成、甚以難洪仕居り候義ニ御座候へハ近年之義ヲ存、色々と慈悲・心配仕候、既ニ去々卯年水難ニも無高百姓之内、所離等之躰相見へ候もの共も御座候故、嵩々利解申聞色々と仕、留候様ニ仕候へとも、万一年之内ニ又右躰之水難等も有之候而者所全御田地相続之義も無覚束、猶又所離等之者共も数多出来候而者御田地手余り地ニも相成候様ニ乍恐奉存候故、何とも歎ケ敷奉存候故、乍恐私所持之田地質物ニ差入、猶又当時相用ひ候衣類・道具之義者残置、其外衣類・道具等も売却仕候而漸々と初五十石丈リ工面出来仕候ニ付、甚小分之義ニ御座候へとも小前水難手当として囲置申度存候ニ付、乍恐此段御届ケ奉申上候、何卒御見分之上御封印被為成下候様、乍恐此段御断奉申上候、以上

文化六巳年
重田又兵衛様御役所

この史料の傍線部からは三ツ嶋村が水難の起こりやすい地域であり、百姓成立がままならないという意識のもと、樋口兼助は自分の衣類・家財道具を売却して、初五〇石に替え、難渋人のために社倉を設立している。また、文政九年（一八二六）には商人が増え、田畑が手余り地となることを阻止するための建白書²⁰を提出しており、変容する地域社会に対し、自家の優位性を誇示しつつも村内の秩序維持に貢献する。

その後、三ツ嶋村は幕領となるが、樋口啓之助は嘉永二年（一八四九）から惣代庄屋を務めることになる。茨田郡の惣代庄屋の人数は時期により、三〇人とかかなりの開きがあるが、惣代庄屋選出にあたっては、茨田郡内に存在する用水組合²¹「庄」が基準となつて、「庄」ごとに数人の惣代庄屋が選出されていた。主な惣代庄屋を書き出したものが表8である。表8からは、門真三番村野口家・南寺方村寺方家のように代々、惣代庄屋を務める者と、樋口家や新田村仁右衛門のように嘉永初年、大津代官所から信楽代官多羅尾氏預かりへと支配替えになることを契機に、新たに惣代庄屋となる者がある。

彼らの具体的行動も表8に示したが、主穀単作湿地地帯という地域性を反映してか、年貢関係の訴願活動が多い。加えて、幕末の混乱を示すような長州征伐や兵賦に関わる事案が

多く見られる。このほかに、より地域社会に根ざした活動として、村方騒動への対処が挙げられる。樋口啓之助が惣代庄屋として関わった事例として、嘉永三年（一八五〇）〜安政三年（一八五六）にかけて二度にわたる河内国茨田郡蕨嶋村、嘉永四年の同郡濱村、年不明であるが同郡大枝村がある。いずれも、立入庄屋として樋口啓之助ほか、野口五郎兵衛・寺方元助が解決に当たっている。濱・大枝両村は樋口啓之助の居村三ツ嶋村とは異なる「庄」に属しており、幕末期、惣代庄屋は野口家・寺方家・樋口家の三家を中心として担われることで、当初設定されていた「庄」単位の惣代という意味合いから、「庄」を越えた「茨田郡の惣代」へと性格を変化させていった。

このように惣代庄屋を担うことで地域社会の課題に対応し、それに伴う出費も増加させていく樋口家であるが、惣代庄屋としての範囲と経営基盤との地域的広がりを重ね合わせると、蕨嶋村は樋口家の所有地があり両者は重なり合うが、濱・大枝両村に樋口家の所有地はなく、両者は重なり合わない（表2・5）。

その点で樋口家にとつての地域社会とはあくまで三ツ嶋村（とくに自らが居住する上組）であり、さほどの広がりを見せない。むしろその範囲はより限定的で、地域社会に対応する豪農の姿としては消極的である。それは嘉永四年（一八五

表8 「願書控」の内容と惣代庄屋

年月日		西暦	願書の内容	門 真 庄	大 庭 庄	小 高 瀬 庄	橋 波 庄	五 ヶ 庄	水 島 庄	諸 福 庄	支 配	
				門 真 三 番 村 野 口 家	大 庭 七 番 村 利 右 衛 門	大 枝 村 藤 兵 衛	西 橋 波 村 久 右 衛 門	南 寺 方 村 寺 方 家	三 ツ 嶋 村 樋 口 家	新 田 村 仁 右 衛 門		
天保 15 12 1 (月日欠)	1844	惣代庄屋相続		○	○	○	○	○			大坂谷町 竹垣三 右衛門	
		小物成三分一銀納願		○	○	○	○	○				
弘化 5 1 17 2 7 2 25 2 26	1848	貯夫食増願		○								
		袴・帯刀願		○	○	○	○	○				
		皆済目録下付		○	○							
		都筑へ最寄替の廻状		○	○	○	○	○				
嘉永 (月日欠)	元 4 10 2 1 7	1848	貯夫食増願		○	○	○	○	○			大津 代官 石原清左衛 門
			上米不出來		○	○	○	○	○			
	3 15 5 16	1849	袴・帯刀願		○	○	○		○			
			惣代庄屋相続		○	○	○	○	○			
			御用提灯使用願		○	○	○			○	○	
	3 10 11 8	1850	炭屋安兵衛へ年貢納		○	○	○	○	○	○		
			稲植え付け完了		○		○					
			年貢銀納願		○	○	○	○	○	○	○	
	4 4 24 7 19 8	1851	凶作二付		○							
			御用提灯使用許可		○							
安石代納願			○	○	○	○	○	○	○			
廻米運賃御貸下願			○	○	○	○	○	○	○			
5 9	1852	大雨につき一円冠水		○		○						
		安石代納願		○	○	○	○	○	○	○		
安政 (月日欠)	6 8 23 8	1859	江戸廻米取り止め願		○		○	○	○		信楽代官 多羅尾	
			大雨につき一円冠水						○			
	皆済目録下付		○									
7 1 14 (月日欠)	1860	田地修復費用拝借		○				○				
		貯夫食取締		○				○	○			
万延元 5	4 1860	貯夫食拝借願		○		○		○	○	○		
		見分願		○		○		○	○	○		
文久 (月日欠)	元 8 1861	1861	詰米遅延		○		○		○	○		
	2 8 2	1862	反高帳・絵図面提出延引						○	○		
	3 10	1863	年貢延納願		○				○	○		
元治元 (月日欠)	7 27	1864	大雨につき一円冠水		○				○	○		
	8 2		大坂在城中臨時費用郡中割						○	○		
	8 29		見分願許可		○				○			
	(月日欠)		年貢金納願		○				○			
	(月日欠)		御検見願		○				○	○		
慶応	2 6 5	1866	大雨につき一円冠水		○				○			
	6		御進發上納金への褒美						○			
	3 7	1867	兵賦人足御免・兵賦増金延引願		○				○	○		
9		鯨寡孤独の者取調		○				○	○			

注1) 弘化5年・安政6年・文久2年の「御役所願書届ケ書扣へ」(関西学院大学図書館所蔵野口家文書)より作成。

注2) 惣代庄屋は主立った者を抜粋した。

注3) 表中の○印は願書に署名していることを示す。

(一)二月の凶作、文久元年(一八六一)四月の水腐、慶応二年(一八六六)六月の米価高騰を契機として行われた村内難洪人に対する施行³³⁾においてさえ、他の有力上層農民六〜十二人と共同でおこない、その中で樋口啓之助の支出はいずれも一〜三石余と決して突出した支出ではないことから明らかである。また、より広域的な問題に対しては門真三番村野口家のように親子で惣代庄屋・郡中惣代を務める家が存在し、樋口啓之助が地域社会内の課題を一身に背負う必要はなかった。樋口啓之助は政治的意識は持ちつつも、それを自ら具体化していく意識は稀薄で、関心はむしろ自家の経営安定・家格維持にあったと言える。

おわりに

以上、北河内の豪農として樋口家の経営及び政治的意識・行動について考察してきた。

樋口家の経営は安政の開港や万延の貨幣改鑄による物価高騰を契機に、まさに時宜に応じた経営転換が図られていた。また、大坂商人との関係を強めることで金融資本の有効な循環を生み出したが、幕末期には地主小作関係の進展とともに、小前百姓との貸金関係が重視された。

樋口家の政治的行動については、樋口兼助が社倉の設立や

様々な建言など領主権力や地域社会との結びつきを強めていったのに対し、孫の啓之助の行動はむしろ消極的であった。その要因は、三ツ嶋村上組を中心とする自家の所有地と惣代庄屋としての管轄範囲とのズレ、つまり地主としての意識が優先された結果であり、その一端を天保期の施行や幕末期の施行において見ることが出来た。

また、他地域の豪農との比較で述べるならば、丹波の豪農園田家のように経済的・政治的両側面が明確に現れ、「地域社会の支柱」となるような豪農とは異なり、樋口家は自家の経営安定という点において完結する豪農であった。政治的意識を持ちつつも、新たな「支柱」として存在しえなかったという点で丹南郡岡村の岡田家と共通している。

むしろ新たな「支柱」となり得る要素を持ち得たのは門真三番村の野口家であった。樋口・野口両家の決定的な差異は近代に入り、より鮮明に現れる。樋口家当主は明治九年(一八七六)河内国第三大区区長、同二十二年以降は度々二島村村長を務める一方、土地の集積を続け、結果、「大樋口」と呼ばれる北河内有数の地主へと成長した。それに対し野口家では、当主守敏が聯合戸長、門真村長、茨田郡町村長会会長を歴任する中、明治十八年の淀川洪水に際し、御救小屋を立て被災者の救助に努め、翌年からは堤防改修工事を村の請負事業とし、被災者・失業者を雇い入れ、糊口の道を開いた。³⁵⁾

また、平時においても学校・役場の新築⁽³⁶⁾に尽力するなど地方名望家としての性格を持ち、後年、地方自治の基礎を築いた人物として顕彰された。

このように近世近代を通じて見られた樋口・野口両家における指向性の違いについては、野口家の経営分析、政治的意識・行動の検討をふまえて別稿で論じることにはしたい。

注

- (1) 古島敏雄・永原慶二『商品生産と寄生地主制』第五章（東京大学出版会、一九五四年）。
- (2) 山崎隆三『地主制成立期の農業構造』（青木書店、一九六一年）、中村哲『明治維新の基礎構造』（未来社、一九六八年）など。
- (3) 『幕末社会の展開』II章二（岩波書店、一九九三年）。
- (4) 『地域社会の関係構造と段階的特質』（歴史評論）五九九号、二〇〇〇年）。
- (5) 『大塩の乱と農民的基盤』（『ヒストリア』六九号、一九七五年）。
- (6) 『近世農民金融の構造』第一章（雄山閣、一九七五年）。
- (7) 「近世後期における豪農と地域社会―丹波国篠山藩大山組園田家をめぐって―」（『ヒストリア』一六三号、一九九九年）。
- (8) 「寛文式寅年 御地頭様代々御年貢御取米」（『門真町史』四三二―四四〇頁、一九六二年）。
- (9) 『門真市史』第三卷、六―一三頁（一九九七年）。
- (10) 「宝暦十年辰九月 指出明細帳」（前掲注（9）、一一頁）。
- (11) こうした小作人のあり方は、門真三番村茨田家の小作人も同様であった（前掲注（5））。
- (12) 「天保八年西三月五日 米高二而極難決二付小前施行帳」（守口文庫所蔵河内国茨田郡三ツ嶋村文書50418。以下、三ツ嶋村と略記）。
- なお、三ツ嶋村は大村であるため上下二組に分けられ、庄屋もそれぞれ一人ずつ置かれた。樋口家は上組の庄屋役を務めた。
- (13) 『大阪府史』第七卷、四〇九―四一〇頁（一九八九年）。
- (14) 「天明八申年も天保十一子年迄酒造株譲り請調書上帳」（『富田林市史』第五卷二三二―二三三頁、一九七三年）。
- (15) 「乍恐口上」（三ツ嶋村64544-13、64544-14）。
- (16) 前掲注（6）で福山昭氏は、上層農民同士が貸借関係を取り結び背景には、自家の持つ資金を互いに貸し付けることで、確かな利息を得ることができ、確実な資金運用が出来るという意識があったと結論付けた。
- (17) 豪農・村役人を金融センターの役割で捉えた研究に、大塚英二『日本近世農村金融史の研究―村融通制の分析―』（校倉書房、一九九六年）がある。
- (18) 『門真町史』二六―二七頁。
- (19) 「文化十年酉 御役所向願書扣」（三ツ嶋村32042-10）。

- (20) 前掲注 (19)。
 (21) 前掲注 (8)。
 (22) 『門真市史』第四卷、六三五―六四〇頁 (二〇〇〇年)。
 (23) 前掲注 (19)。
 (24) 西尾藩では寛政八年 (一七九六) に大庄屋が設置された。職掌は郡中からの願書に輿印し、撫育にぬかりなく、下情を藩に伝える事を旨とした (『西尾市史』第三卷、五三六―五三九頁、一九七六年)。
 また、「摂河領分」とは、摂津国東成郡野田村・天王田村・深江村・木野村・今福村、河内国若江郡御厨村・稲田村・西堤村・箕輪村、同国茨田郡今津村・濱村・三ツ嶋村の計二二カ村、七五〇石を指す (『西尾市史』第二卷、一〇三八頁、一九七四年)。
 (25) 門真市教育委員会所蔵樋口家文書、一紙203 (以下、樋口家と略記)。
 (26) 「一札 [松平屋舗勝手向費用借用ニ付]」(三ツ嶋村 74044-10)。
 (27) 樋口家一紙21。
 (28) 前掲注 (19)。
 (29) 各用水組合を構成する村々については、京都大学文学部地理学教室編『大都市近郊の変貌』九、一五頁 (柳原書店、一九六五年)、『門真市史』第四卷、表五〇参照。
 (30) 「乍恐書付を以奉申上候」(『門真町史』一〇七、一〇八頁)。
 (31) 「安政六年三月 證[村方争論和解ニ付]」(三ツ嶋村 43047-9)。
 (32) 「辰年三月十九日 [大枝村小前之者高訳之儀ニ付和熟一件]」(三ツ嶋村 430)。
 (33) 「嘉永四年二月 去戌年大違作ニ付難洪人江施行米配当帳」(三ツ嶋村 43046-A)、「文久元年四月 去申年水腐大違作ニ付難洪人施米配当」(三ツ嶋村 43049-1)、「慶応二年寅六月六日 米価高直ニ付難洪人江施米配当」(三ツ嶋村 43042-2)。
 (34) 野口五郎兵衛が病死し、息子作右衛門が諸役を引き継ぐにあたって左のような申達があった。この史料から、野口家がどのような役職を担っていたかが窺える (関西学院大学図書館所蔵河内国茨田郡門真三番村野口家文書 C 52・14、以下野口家と略記)。
 其村庄屋後見五郎兵衛病死之趣届出候ニ付而者、村内取締方之儀五郎兵衛後見いたし候節之取極相守、庄屋作右衛門儀者別而其余役人共一同申合、兼而申渡候取締向之儀急度相守、村内取締向万端正路実体ニ取計可申候
 一 右五郎兵衛儀年来組合惣代、且近年御取締のため郡中博奕取締役、城州伊勢田村困窮立直り仕法取扱向申付候処実体相勤、勤勞之次第も有之、且倅作右衛門儀茂実体相勤候儀ニ付、親五郎兵衛節之通惣代并博奕取締役申付候、右者忘明之上可申渡候処右役用向差懸候儀も難計書付を以申渡候間、得其意追而為請可能出者也

(安政六)
未七月廿七日

信楽御役所

河州茨田郡門真三番村

庄屋 作右衛門

年寄

百姓代

右之通申渡候間、其段相心得置可申候、此書付早々順達
留りも可返候也

河州茨田郡南寺方村庄屋

正之助

三ツ嶋村庄屋

啓之助

新田村庄屋

仁右衛門

六番村庄屋

勘兵衛

同州讚良郡三箇村庄屋後見

弥四郎

(35) 「淀川改修功績ニ付感謝状」(野口家C173・27)、『門真町
史』五二九頁。

(36) 小学校新築に際して、出資者のなかで最高額となる一〇円
六〇銭を出している(『明治拾老年四月 小学校新築ニ付
諸入費前金帳』野口家C64・4)。

〔付記〕 本稿を執筆するにあたり、財団法人守口文庫、関西学院
大学図書館、立石淳子氏に大変お世話になりました。末筆
ながらここより御礼申し上げます。

(関西大学非常勤講師



)